新城市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、愛知県木材利用の促進に関する基本計画(令和4年4月1日策定)に則して必要な事項を定めることで、新城市(以下「市」という。)における木材の利用を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する もののうち、建築設備を除いたものをいう。
- ② 「公共建築物」とは、市内に整備される法第2条第2項各号に規定するもののうち、 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される建築物 (ただし、土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類 する構造のものを含む。)に限る)をいう。
- ③ 「民間建築物」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や、事務所・店舗などの非住宅の建築物をいう。
- ④ 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- ⑤ 「木質化」とは、内装、備品及び外装等の屋外に面する部分に木材を利用することを いう。
- ⑥ 「公共工事」とは、市が発注する工事をいう。
- ⑦ 「国産材」とは、日本国内で産出された木材で、伐採届その他の方法により産地が証明された木材をいう。
- ⑧ 「県産材」とは、愛知県内で産出された木材で、あいち認証材制度により産地が証明 された木材をいう。
- ⑨ 「地域材」とは、新城市を含む東三河地域で産出された木材で、伐採届その他の方法 により産地が証明された木材をいう。
- ⑩ 「公共建築物に係る工作物」とは、公共建築物の整備に付随して整備される、公共建築物以外のものをいう。

第3 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 市の取組

市は、第2次新城市森づくり基本計画(令和3年3月策定)に掲げる「森林資源の

循環利用を促進する社会づくり」を実現するため、木材生産量の拡大を図るほか、以下の取組を行う。

- ① 原則県産材を使用した公共建築物の整備
- ② 木材の産地による特徴や性質の違いを考慮した、地域材を優先使用
- ③ 県産材の使用が困難な場合における国産材の使用

また、民間建築物における木材の利用に関しては、整備主体に対して積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るように努めるものとする。

- 2 木材の利用の促進のための施策
 - (1) 普及啓発等

市は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組むものとする。

(2) 必要な支援策の検討等

市は、建築物を整備する事業者、木材製造業者、その他関係者との意見交換等を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、住宅等に対する木材利用に関する補助制度の整備等、効果的な支援策を講ずるよう努めるものとする。

第4 市内の公共建築物における木材の利用の目標

1 公共建築物における木材の利用の目標

公共建築物の整備においては、コストや技術の面で木造化が困難であるものや、施 設の利用目的が木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進する。

また、民間建築物への波及効果を期待し、市民の目が触れる機会が多い箇所を中心に、内装や備品の木質化を推進する。

- 2 公共建築物に係る工作物における木材の利用の目標 市が整備する公共建築物に係る工作物においては、安全性と維持管理等配慮すべき 事情がある場合を除き、木材の利用に努める。
- 3 公共工事における木材の利用の目標 公共工事において、木材に代替できる工事用資材については積極的に木材の利用を 推進する。

第5 その他市内の建築物における木材の利用の促進に必要な事項

- 1 公共建築物における木材の利用に関する事項
 - (1) 公共建築物を整備しようとする部局等(以下「整備担当課」という。)は、公 共建築物を新たに整備しようとする場合にあっては、当該公共建築物に関する基 本構想、基本方針等の策定時に、資産管理を担当する部局及び森林を担当する部

局とともに木材利用検討会を開催し、当該施設に係る木材利用の適否を検討する ものとする。

- (2) 整備担当課は、基本構想、基本方針等を策定しない公共建築物の整備、改修を 行おうとする場合や、備品を購入する場合にあっては、その設計時もしくは発注 前に木材の利用について検討するものとする。
- (3) 木材の利用にあたっては、設計上の工夫等により、建設コストの適正な管理を 図るものとする。また、その計画及び設計の段階から、建設コストのみならず、 維持管理や解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留 意するものとする。
- (4) 木材の利用にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)や消防法 (昭和23年法律第186号)など、関係する法律や規則を遵守するものとす る。
- 2 その他の建築物における木材の利用に関する事項
 - (1) 市は、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等について、第4の規定に準じて木材利用を推進するものとする。
 - (2) 市は、事業者等が建築物において木材を利用するにあたっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)の趣旨を踏まえ、かつ国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう、事業者等に働きかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

附則

この方針は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この方針は、令和5年8月1日から施行する。